## 岩手県森林審議会

松くい虫対策部会の審議結果について

## 森林審議会松くい虫対策部会

1 審議期日
令和 3 年 2 月 18 日（木） 13 時 30 分 $\sim 15$ 時 00 分

2 場所
盛岡市中央通 1－1－38 エスポワールいわて 特別ホール

3 部会委員
部会長 梶本 卓也
委 員 上田 吹黄
委 員 佐藤 元幸
委 員 手塚 さや香
委 員 橋浦 律子
以上 5 名出席

4 審議事項
高度公益機能森林等の区域の変更

5 審議結果
適当と認める

## 高度公益機能森林等の区域の変更

## 1 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域

松くい虫等を防除し又はそのまん延を防止することにより，森林資源として重要な特定森林を保護し，及びその有 する機能を確保するため，森林病害虫等防除法第 7 条の 5 に基づき，都道府県が指定する区域。（別紙「松くい虫対策対象松林について」を参照）

## 2 変更の内容

（1）盛岡市について，樹種転換等により現況が松林でなくなった森林を高度公益機能森林及び被害拡大防止森林か ら削除するとともに，被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し，樹種転換を推進するもの。
（2）岩手町について，樹種転換等により現況が松林でなくなった森林を被害拡大防止森林から削除するとともに，松く い虫防除監視帯として新たに指定する区域の松林を高度公益機能森林及び被害拡大防止森林に指定し，防除対策を推進するもの。
（3）紫波町について，被害が拡大するおそれのある森林について，樹種転換を推進するため被害拡大防止森林に指定するもの。
（4）花巻市花巻地域について，被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し樹種転換を推進するもの。
（5）遠野市について，被害が拡大し松林として保全が困難になった一部の高度公益機能森林を被害拡大防止森林に変更し樹種転換を推進するもの。
（6）大船渡市について，現況が松林でなくなった高度公益機能森林を削除するもの。
（7）一戸町について，景観上重要な松林及び公益的機能が高い松林を保全するため高度公益機能森林に指定すると ともに，周辺の松林を被害拡大防止森林に指定するもの。

## 3 高度公益機能森林等の区域の変更

市町村別の区域変更

| 市 町 村 | 高度公益機能森林（ha） |  |  | 被害拡大防止森林（ha） |  |  |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  | 変更前 | 変更後 | 増減 | 変更前 | 変更後 | 増減 |
| 盛岡市 | 2，183 | 2， 116 | －67 | 344 | 343 | －0 |
| 滝沢市 | 128 | 128 | 0 | 137 | 137 | 0 |
| 雲石町 | 11 | 11 | 0 | 168 | 168 | 0 |
| 岩手町 | 8 | 20 | 11 | 123 | 284 | 161 |
| 紫波町 | 315 | 315 | 0 | 510 | 511 | 0 |
| 矢巾町 | 45 | 45 | 0 | 45 | 45 | 0 |
| 花巻市 | 272 | 269 | －3 | 220 | 223 | 3 |
| 花券地域 | 195 | 192 | －3 | 17 | 20 | 3 |
| 内 大迫地域 | 16 | 16 | 0 | 24 | 24 | 0 |
| 訳 砍鳥谷地域 | 43 | 43 | 0 | 24 | 24 | 0 |
| 東和地域 | 19 | 19 | 0 | 155 | 155 | 0 |
| 北上市 | 117 | 117 | 0 | 35 | 35 | 0 |
| 遠野市 | 3， 340 | 2， 909 | －431 | 722 | 1，153 | 431 |
| 奥州市 | 1，154 | 1，154 | 0 | 663 | 663 | 0 |
| 水沢地域 | 78 | 78 | 0 | 36 | 36 | 0 |
| 内 ${ }^{\text {内 }}$ 江刺地域 | 464 | 464 | 0 | 188 | 188 | 0 |
| 前沢地域 | 28 | 28 | 0 | 13 | 13 | 0 |
| 訳 ㄱ．．胆沢地域 | 34 | 34 | 0 | 173 | 173 | 0 |
| 衣川地域 | 550 | 550 | 0 | 253 | 253 | 0 |
| 金ヶ崎町 | 298 | 298 | 0 | 23 | 23 | 0 |
| 一関市 | 2，134 | 2，134 | 0 | 283 | 283 | 0 |
| 二関地域 | 229 | 229 | 0 | 18 | 18 | 0 |
| 花泉地域 | 150 | 150 | 0 | 52 | 52 | 0 |
| 历 ㅅ．．大東地域 | 966 | 966 | 0 | 94 | 94 | 0 |
| 内 …辰地域 | 67 | 67 | 0 | 6 | 6 | 0 |
| 東山地域 | 213 | 213 | 0 | 8 | 8 | 0 |
| 訳 $\cdots$－室根地域 | 295 | 295 | 0 | 44 | 44 | 0 |
| 而崎地域 | 46 | 46 | 0 | 16 | 16 | 0 |
| 藤沢地域 | 168 | 168 | 0 | 44 | 44 | 0 |
| 平泉町 | 48 | 48 | 0 | 19 | 19 | 0 |
| 大船渡市 | 46 | 45 | －1 | 62 | 62 | 0 |
| 陸前高田市 | 37 | 37 | 0 | 165 | 165 | 0 |
| 住田町 | 24 | 24 | 0 | 183 | 183 | 0 |
| 一戸町 | 0 | 42 | 42 | 0 | 318 | 318 |
| 計 | 10，161 | 9，712 | －448 | 3， 703 | 4，616 | 913 |
| 備 考 |  | 訳）減 |  |  | 訳）増 |  |

注 単位未満を四捨五入しているため，各数値の積み上げと増減，合計は必ずしも一致しない。

## 松くい虫対策対象松林について

## 高度公益機能森林（A）

高度公益機能森林は，以下の要件を持つ特定森林（松くい虫対策では，松林）の中から民有林について県が指定する。
1 保安林氾指定された松林
2 災害の防止，水源のかん羔，環境の保全について高い公益的機能を有し，松以外ではその機能を碓保することが困難なもの（景勝地，せき悪地帯の松林等の他の榑種では，その機能 を碓保することが困難で，かつ将来にわたつて，保全していく必要があるもの）

## 被害拡大防止森林（B）

被害拡大防止森林は，松くい虫の被害対策を緊急に行わなければ，その被害が，高度公益機能森林に著しく拡大すると認められる松林で，民有林について県が指定する。

具体的には，高度公益機能森林の周辺部にあって，その被害程度，立地条件等からみて，高度公益機能森林の効果的な保全のため一体として対策を講ずる必要があると認められるもの。

## 地区実施計画対象森林

高度公益機能森林及び被害拡大防止森林以外で，以下の基準に適合する松林について，市町村が定める。

## 1 地区保全森林（C）

地区実施計画対象森林のうち，高度公益機能森林の周辺（概ね 2 km 以内）に位置する松林又は高度公益機能森林の周辺 10 km 以内に位置し概ね 3 ha の団地を形成している松林で，松林として保全を図りながら高度公益機能森林への被害拡大を防止していく松林を対象とす る。

## 2 地区被害拡大防止森林（D）

地区実施計画森林のうち，上記の地区保全森林以外のもの。

対策対象松林の イメージ







盛岡市2


[^0]


\[

$$
\begin{aligned}
& \text { 要 条 白 }
\end{aligned}
$$
\]




8.







要 毝


1






|  |
| :---: |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

一戸町2



[^0]:    

